

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正について

1 経緯

- 平成20年に兵庫県内で発生した小学生が加害者となる約9,500万円の損害賠償事故を契機とし、兵庫県は加入義務を条例化（平成27年10月1日施行）
- 平成31年2月、国が「自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例（技術的助言）」を提示
- 都内の自転車関連事故件数は減少傾向にあったが、平成29・30年は増加に転じている
- 自転車事故の状況や国の動向を踏まえ、令和元年5月に、「自転車の安全で適正な利用の促進に向けた専門家会議」を設置

「自転車損害賠償保険等への加入促進については、自転車損害賠償保険等への加入義務化を実現し、より一層の自転車の安全利用を推進していく必要がある」との意見

2 条例改正の内容

- 保険等への加入等
自転車利用者、保護者、自転車使用事業者及び自転車貸付業者に対し、保険等への加入を義務化
- 保険等への加入の確認等
自転車小売業者や自転車通勤者のいる事業者に対し、保険等への加入の有無の確認等を努力義務化

3 今後のスケジュール

- 令和2年4月1日施行